

平成23年度 消費者庁の重点施策

平成22年8月

消費者庁

平成 23 年度 消費者庁の重点施策

消費者庁は、「消費者の権利」を尊重し、消費者の自立を支援する観点から、消費者行政を統一的・一元的に推進することにより、消費者の安全・安心を確保するとともに、安全・安心で質の高い市場を実現することを目指しています。

本年 3 月に閣議決定した「消費者基本計画」を着実に推進するとともに、特に同計画の第二年度目に当たる平成 23 年度においては、以下の取組の重点化を図ります。

なお、これらの取組をより実りのあるものとしていくためには、関係行政機関、地方公共団体、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体の協力が不可欠です。関係者の連携を図りながら、消費者行政の統一的・一元的な推進に努めてまいります。

【項目】

- I 消費者被害の防止（未然防止、拡大防止）
- II 法執行体制の強化
- III 地方消費者行政の強化及び消費者団体との連携・協働
- IV 消費者教育の体系的・総合的推進
- V 国際的な取組の強化
- VI 新たな課題への対応

I 消費者被害の防止（未然防止、拡大防止）

消費者被害を未然に防止し、その拡大を防ぐため、特に身体・生命分野の安全確保のための取組を強化します。

具体的には、消費者事故情報等の収集・分析・原因究明体制の強化・拡充を図るほか、消費者事故の原因を確実に究明するための独立した事故調査機関の在り方等を検討していきます。

(1) 消費者事故情報等の収集・分析・原因究明体制

消費者安全法に基づき消費者庁に対して通知される事故情報等に関する消費者庁の収集・分析・原因究明体制について強化・拡充を図ります。

(2) 独立・公正・網羅的な事故調査機関

国内の既存の事故調査機関等の機能の検証、及び国外の調査機関の在り方の調査・研究を踏まえ、効果的に機能する仕組みを検討し、なるべく早期に結論を得て必要な措置を講じます。

(3) リコール情報等の消費者への情報提供

行政によるリコール情報の一元化を図って、消費者に情報を届ける仕組みを整備することにより、リコール回収率向上を図り、消費者被害を防ぎます。

(4) 子どもを事故から守る取組

子どもの不慮の事故防止のため、保護者等に対する注意喚起について、より効果的な内容や手法の検討を進めるとともに、各地で実践されている優れた取組を収集、発信する取組を行います。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

| | |
|---|-------------|
| ○消費者事故の原因究明 | 231 (214) |
| ○医療機関とのネットワーク構築 | 27 (53) |
| ○消費者事故等に関する初動対応 | 42 (0) |
| ○商品テスト事業・情報分析事業の強化(国民生活センター)【運営費交付金の内数】 | 1751 (1743) |
| ○リコール情報の一元化と回収率の向上プロジェクト | 85 (0) |
| ○子どもの不慮の事故防止策の検討 | 28 (0) |

Ⅱ 法執行体制の強化

若者からお年寄りまで暮らしの安全を守るために、景品表示法、特定商取引法、食品表示に関する諸法律等の執行体制を強化します。

(1) 景品表示法の執行体制

景品表示法違反行為に関する外部からの情報提供件数が増加している中、これら情報を有効に活用し、違反行為に厳正かつ迅速に対処するための体制の強化を図ります。

(2) 特定商取引法の執行体制

原則すべての商品・サービスが規制対象となり、消費者トラブルが積み重なるにつれ、今後調査・処分等を行うべき事案の増加が見込まれることや違反事案が巧妙化・複雑化していることなどに対応し、よりの確かつ厳正に悪質事業者に対応するため、執行体制の強化を図ります。

(3) 食品表示に関する法律の執行体制

食品の表示基準の違反行為に対して、JAS法や食品衛生法など関係法律の連携強化や消費者への迅速かつ適切な情報提供を図るため、執行体制の強化を図ります。

また、一層の監視強化が求められている健康食品等の虚偽・誇大表示等について、表示の適正化を推進するため、健康増進法の執行体制の強化を図ります。

さらに、平成 23 年 7 月に米トレサビリティ法に基づく産地情報伝達制度が施行されることから、米穀事業者が当該制度に基づき適切に伝達しているか監視・執行を行うために必要な体制整備を図ります。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

| | |
|----------------------|-----------|
| ○景品表示法執行情報共有ネットワーク構築 | 27 (0) |
| ○専門人材(非常勤職員)の増員 | 508 (328) |

Ⅲ 地方消費者行政の強化及び消費者団体との連携・協働

地方消費者行政については、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進を図るとともに、「集中育成・強化期間」（平成 21～23 年度）後の地方消費者行政の望ましい姿や、国の支援の在り方に関する消費者委員会での検討結果も踏まえ、その具体化に取り組みます。地方消費者行政を支える基盤である、国民生活センターの研修、商品テスト事業等の実施体制や P I O - N E T の整備も推進します。

消費者団体・グループについては、活動の活性化や連携強化等を図るための取組を進めていきます。

(1) 地方消費者行政の活性化

消費者行政の「現場」である地方消費者行政の充実・強化を着実に推進するとともに、「集中育成・強化期間」後の望ましい地方消費者行政の姿や国の支援の在り方について、消費者委員会での検討結果も踏まえ、その具体化に取り組みます。

(2) 研修、商品テスト事業等の実施体制

地方消費者行政の充実・強化を支援するため、消費者行政職員及び相談員を対象とした研修を充実するほか、都道府県等における相談処理に資する商品テスト依頼に不足なく対応するため、国民生活センターによる商品テスト機能を強化します。

(3) P I O - N E T ^{バイオネット}（全国消費生活情報ネットワーク・システム）

平成 22 年 4 月から新システムによる運用を開始し、P I O - N E T 端末を設置した消費生活センター数がほぼ倍増となることから、システムの安定的な稼働を図るため、国民生活センターによるデータ管理体制の整備を推進します。

(4) 消費者問題に携わる多様な団体・グループの参加と連携の促進

地域において、消費者問題に取り組む多様な団体・グループとの意見交換の場を設け、その活動の活性化や相互間の連携強化等を図ります。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

| | |
|---------------------------------------|----------|
| ○商品テスト事業・研修事業の強化（国民生活センター）【運営費交付金の内数】 | 718（499） |
| ○地方消費者政策の推進 | 241（286） |

IV 消費者教育の体系的・総合的推進

複雑化する消費生活の中で、消費者が自主的・合理的に行動できる能力を身に付けていくことができるよう、新たな学習指導要領を踏まえた学校における消費者教育、多様な主体が参加した地域における消費者教育等の取組など消費者教育を体系的・総合的に推進します。

(1) 消費者教育推進会議

消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体等からなる「消費者教育推進会議」の充実を図り、消費者教育を体系的・総合的に推進します。

また、多様な主体の参画・連携による消費者教育を推進するため、連携の際の役割分担や取組手法、課題克服の方法等を検討するなど「連携推進事業」を充実し、地域・社会における消費者教育の推進を図ります。

(2) 消費者教育用教材の活用

消費者教育を効果的・効率的に行うために、高等学校における効果的な消費者教育の教育手法と効果測定手法についての検討を行います。また、新学習指導要領の内容を踏まえた高校生向けの消費者教育用副教材を作成・配布します。

「消費者教育ポータルサイト」に、先導的な実践事例を掲載するコーナーを新たに設置します。

【主な概算要求事項】

[単位：百万円]

○消費者教育の推進

52 (56)

V 国際的な取組の強化

諸外国の食品・製品による消費者被害の発生など、消費生活の国際化の進展に対応し、国際的な連携強化に取り組むための体制整備を図り、二国間・多国間協力等を積極的に推進していきます。

(1) 二国間・地域間協力

消費生活の国際化の進展に伴う二国間・地域間における消費者問題に迅速に対応するため、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。

(2) 多国間協力

OECD 消費者政策委員会（CCP）における製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討へ積極的に参画し、また、消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN）等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。

(3) コーデックス委員会への参画

国際規格との整合性を図ることの重要性を踏まえ、コーデックス委員会に参画し、食品表示に関する規格やガイドライン等の策定に当たって、諸外国の機関等との意見交換を推進します。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

○国際連携の推進

66 (63)

VI 新たな課題への対応

食品表示制度の一元化、消費者被害を受けた方が迅速に救済を受けられる被害救済制度の在り方、インターネット取引における消費者問題など、消費者行政上の新たな課題に対する取組を進めます。

(1) 消費者に分かりやすい食品表示制度

食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて、新たな食品表示制度の導入に伴う食品事業者のコスト分析や消費者ニーズを踏まえた表示事項、表示方法の開発等を推進します。

また、評価パネルの設置等により、新たな成分に係る食品の機能性の表示についての可能性の検討を行います。

(2) 集団的消費者被害救済制度

平成 22 年度に「集団的消費者被害救済制度研究会」において行う制度の選択肢の提示及び論点整理の内容を踏まえ、平成 23 年度において、引き続き検討を行い制度の詳細を含めた結論を得ます。

(3) インターネット取引における消費者問題

インターネットを活用した取引の増加を踏まえ、特に越境取引に関する消費者トラブルの解決のため、アジアでの消費者相談の国際ネットワークの構築に向けた検討を進めます。

【主な概算要求事項】

[単位：百万円]

| | |
|------------------------|----------|
| ○食品表示一元化に向けた検討 | 40 (0) |
| ○食品の機能性評価モデル事業 | 83 (0) |
| ○インターネット取引における消費者問題の検討 | 45 (0) |